

# 運 営 規 程

医療法人社団 昌擁会  
介護老人保健施設 蒼生の杜

(主 旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団 昌擁会の開設する介護老人保健施設 蒼生の杜（以下「施設」という。）が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号第8章及び第10章）に定める規定並びに「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）の規定によるものの他、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(施設の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来るよう、介護保険施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図る事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次の通りとする。

(1) 介護保険施設サービス事業

- ① 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う事により、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようにする事と共に、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑤ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り運用する。当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- ⑥ 介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (2) 指定通所リハビリテーション事業

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ② 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り運用する。当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (3) 指定短期入所療養介護サービス事業

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う事により療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- ① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ② 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り運用する。当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- ③ 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

職 種	介護老人保健施設サービス 短期入所療養介護	通所リハビリテーション	職 務	備考 (兼務等 の状況)
管 理 者 (施設長)	1名		施設、職員及び 業務の管理	医師を 兼務
医 師	1名		利用者の 健康管理	
薬 剤 師	0.4名以上		薬の調剤	
看 護 職 員	10名以上		利用者の看護	
介 護 職 員	24名以上	6名以上	利用者の介護	
支援相談員	1名以上		利用者家族の 相談援助	
理学療法士	1.40名以上	1名以上	機能回復訓練の 実施	
管理栄養士	1名以上		利用者の 栄養管理	
介護支援 専門員	1名以上		ケアプランの 策定	看護又は 介護職兼 務
調 理 員			入所者の 食事調理	業務委託
事 務 職 員			事務全般	

非常勤の員数は、常勤換算後の人数で記入。

(定 員)

第5条 各サービス事業の利用定員は、次の通りとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス 100名 (内、認知症専門棟 50名)  
(指定短期入所療養介護サービス含む)
- (2) 指定通所リハビリテーションサービス 40名

(サービス内容・手続きの説明と同意)

第6条 当施設は介護サービス提供の開始に際して、利用申込書又はその家族に対し運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

- (1) 介護老人保健施設サービス
  - ① 医療・看護・介護の各サービス
  - ② 入浴
  - ③ 機能訓練
  - ④ 食事

- ⑤ 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
  - ⑥ レクリエーション・家族との交流
  - ⑦ 口腔ケア
- (2) 指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護  
前項に定めるサービス及び送迎サービス
- (3) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
- ① 医療・看護・介護の各サービス
  - ② 入浴
  - ③ 機能訓練
  - ④ 食事
  - ⑤ 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
  - ⑥ レクリエーション
  - ⑦ 送迎サービス

(利用料その他の費用)

#### 第7条

- (1) 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合分を徴収とする。
- (2) 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 前2項の他、利用者が負担する事が適当と認められる費用は別表1の通りとする。
- (4) サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対しサービスの内容、費用について事前に文書で説明した上で、支払いの同意を得る旨、文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(身体拘束等)

第8条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- (1) 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
  - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第10条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事の提供)

第11条 食事の時間は、概ね以下の通りとする。

- |    |    |       |
|----|----|-------|
| 朝食 | 午前 | 8時から  |
| 昼食 | 午後 | 12時から |
| 夕食 | 午後 | 6時から  |

(指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間)

第12条 指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
但し、年末年始は除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。(送迎時間除く)  
但し、利用者が希望し管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後3時30分（6時間15分）

(通常の送迎の実施地域等)

第13条

- (1) 指定短期入所療養介護における通常の送迎の実地地域は、当施設より半径10km以内の区域とする。
- (2) 指定通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は、当施設より半径5km以内の区域とする。
- (3) 前2項の実施地域以外等の利用希望者で、施設長が認めた場合その区域外でも送迎する。

(日課の励行・禁止事項)

第 14 条 利用者は、施設の日課を励行し共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

- (1) 面会は、定められた時間内に行う。予約の有無、時間、面会場所については、感染状況などにより変更があれば適宜ホームページ等にて案内するものとする。
- (2) 起床時間は7時、消灯時間は21時とする。
- (3) 飲酒・喫煙は禁止する。ただし季節行事等におけるお屠蘇などについては、施設長が個別に認める場合がある。
- (4) 火気の使用は禁止する。
- (5) 設備・備品の利用時は、共用物として配慮し故意に破損させてはならない。
- (6) 所持品・消耗品等の持ち込みは原則施設より案内したものとする。
- (7) 携帯電話、テレビ等電化製品については事前に届け出の上、電気使用料金として決められた金額を支払うこととする。
- (8) 金銭・貴重品は本人が管理できる場合に限り必要最低限のものを持ち込みを許可する。紛失、破損について施設は責任を負わない。
- (9) 施設外の受診については、事前に施設内の医師の指示の下、家族が付添い行う。救急搬送の場合はこの限りではない。
- (10) ペットの持ち込みは許可しない。
- (11) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- (12) その他、他の利用者や従業員への迷惑行為は禁止する。

(外出・外泊)

第 15 条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届出るものとする。

(衛生管理)

第 16 条

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - ① 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ② 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ③ 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(3) 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない

(4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

#### (非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は前項に規定する訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (業務継続計画の策定等)

#### 第18条

(1) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

(3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

#### 第 19 条

- (1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

#### 第 20 条

- (1) 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (2) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (3) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (4) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 21 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- (1) 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 22 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団昌擁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 23 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(秘密保持)

第 24 条 当施設は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を誓約書の内容に明記する。

## その他の運営に関する重要事項

(相談・苦情対応)

第 25 条 当施設は、別表 2 に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速且つ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第 26 条 協力病院は、次の通りとする。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 協力病院名     | 千葉西総合病院  |
| 診療科目          | 内科・外科・循環器科・整形外科・皮膚科・形成外科・泌尿器科<br>心臓血管外科、脳神経外科、消化器科 |
| 所在地           | 松戸市金ヶ作 1 0 7 - 1                                   |
| (2) 協力歯科医療機関名 | ほんだ歯科医院  |
| 所在地           | 松戸市小金 1 5 7 - 5                                    |
| (3) 協力病院名     | 聖光ヶ丘病院   |
| 診療科目          | 内科・整形外科・皮膚科 他                                      |
| 所在地           | 柏市光ヶ丘団地 2 - 3                                      |
| (4) 協力病院名     | 新松戸中央総合病院  |
| 診療科目          | 内科・腎臓高血圧内科・循環器内科・整形外科・眼科 他                         |
| 所在地           | 松戸市新松戸 1 - 3 8 0                                   |

(会計区分)

第 27 条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 28 条

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- (2) 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については施設内に掲示する。
- (3) 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団昌擁会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付 則) この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成15年12月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 5月14日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表 2

苦 情 処 理 体 制

1. 利用者からの相談又は、苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者	支援相談員
相談・苦情受付窓口連絡先	電話番号 04-7160-0001
	F A X 04-7160-0660

苦情受付担当者がいない場合は、介護主任・看護主任の順で苦情を受ける事とする。

2. 円滑且つ迅速に苦情処理を行う為の処理体制と手順

- ① 苦情内容の聞き取りと把握
- ② 問題が生じた部署に苦情内容を伝達
- ③ 問題が生じた部署での対処と、その問題点の把握
- ④ 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達すると共に、問題が生じた部署での対処と、その問題点を伝達する。
- ⑤ 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達と説明、市町村、県等への報告等）
- ⑥ 施設における反省事項の整理
- ⑦ 苦情処理台帳への記載

3. その他参考事項